

小樽市看護職員確保対策協議会設置要綱

(設置)

第1条 小樽市内における保健医療に貢献する看護職員の確保に資する取組について協議するため、小樽市看護職員確保対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、次に掲げる団体等が推薦する委員をもって組織する。

- (1) 小樽市医師会
- (2) 北海道看護協会小樽支部
- (3) 小樽公共職業安定所
- (4) 小樽市
- (5) 小樽市立高等看護学院
- (6) 小樽市保健所
- (7) その他必要と認められる団体等

2 協議会に会長及び副会長を置き、会長に小樽市医師会長をもって充て、副会長に小樽市副市長をもって充てる。

3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

4 会長及び副会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第3条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認められるときは、小樽市における看護職員の確保に関し、会議への委員以外の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

3 医師会及び各団体等の事務の責任者は、オブザーバーとして会議に同席できるものとする。

(庶務)

第4条 協議会の庶務は、小樽市保健所保健総務課において行う。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会に諮って会長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月16日から施行する。